

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.27

May 2010



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

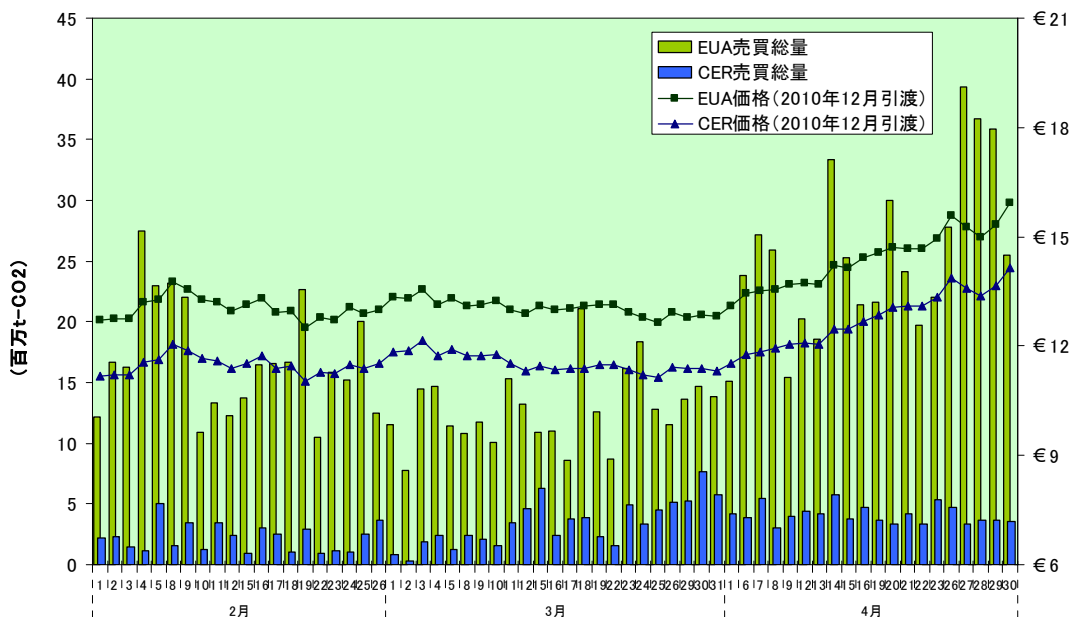
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
「CO2 排出権付き飛脚宅配便」の展開について
4. 寄稿② ～JRI’ s EYE～ p6
事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～ 省エネ法編 ～
< Information > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2010年12月引渡)とは、2010年中にEUAが各企業へ配
分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2010年12月引渡)とは、2010年末に現物の企業間移動が
為されるCERの価格である。

2010年4月の排出権価格は、EUA価格・CER価格共に、上昇傾向が見られた。

4月1日に、欧州委員会から2009年のEU ETSにおける検証済み排出量データ（最終的な確定データは今後発表予定）の発表があった。リーマンショック以降の経済危機の影響があり、割当量に対して排出量は過少であるとの内容であった。市場はそうした内容を既に織り込み済みであり、EUAの下落にはつながらず、逆に4月1日の€13.09であったものが4月末には€15.94と大幅に上昇する結果となった。€15台を記録したのは2009年10月以来6ヶ月ぶりである。価格上昇の主な要因は、ドイツの電力価格や原油価格の上昇などが考えられる。

CERに関しても月初の€11.52から、月末には€14.15まで大幅な上昇が見られた。CER価格が€14台になるのは2008年12月以来である。

価格が継続的に上昇する傾向にあるのかは欧州経済の回復次第であるが、目下欧州経済の先行きには不透明な部分もあり、価格の推移には注意が必要である。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

2. News & Topic

①2008年度の温室効果ガス排出量が確定 (2010/4/5)

環境省は、京都議定書の第一約束期間の初年度である 2008 年度の日本の温室効果ガス排出量の確定値を発表した。12 億 8,200 万トンで基準年比 1.6%増であり、2007 年度から 6.4% (8,700 万トン) の大幅な減少となった。

前年度からの排出量の減少要因として、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少をあげている。

また、2008 年度の森林吸収分は基準年比 3.5%減と発表され、政府による排出枠購入分や電力会社など産業界による自主的な排出枠購入分を考慮すると、削減目標に近い水準あるいは削減目標を達成したと考えられる。

②東京都 中小企業向けクレジット創出支援制度を公表 (2010/4/14)

東京都は、本年度から大規模事業所を対象に開始した排出量取引制度の義務履行に利用できる「クレジット」を創出できる事業の支援制度を公表した。

支援制度は中小規模事業所向けに省エネ診断と省エネ設備設置補助を組み合わせたものであり、CO2 削減量のクレジット化が可能である。5 月下旬に募集要項を公表し、8 月以降に申込みを受け付ける予定である。

同支援制度の具体的な内容は次の通りである。

- (1) 中小企業法に基づく中小企業に対し、省エネ設備の導入で CO2 排出量を 6%以上かつ 10 トン以上削減できる場合には、設備の購入・設置費用の 4 分の 3 (上限 7,500 万円) を補助する。
- (2) (1) 以外で資本金 10 億円未満の企業に対し、CO2 を 12%以上かつ 100 トン以上削減できる場合には、設備の購入・設置費用の 2 分の 1 (上限 5,000 万円) を補助する。

③主要排出国閣僚級会合 (ペータースベルク気候対話) が閉幕 (2010/5/4)

COP16 (2010 年 11 月末~12 月、メキシコ・カンクン) に向けた閣僚間の意見交換の場であり、COP15 以降閣僚級の全体的議論を行う初めての会合が 5 月 2 日~4 日の日程でドイツにおいて開催された。ドイツ、メキシコなど 41 の国・地域が出席し、日本からは小沢環境大臣が出席した。

今後の交渉に関しては、COP15 でとりまとめられたコペンハーゲン合意の内容を反映させていくことについて概ね共通認識が得られた。各論では、各国の排出削減目標や資金支援問題などの課題について議論された。市場メカニズムの役割と活用のあり方では、セクター別クレジットのような新規のメカニズムについて実経験を得るためにパイロットプロジェクトが有用との意見が出された。

3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ 「CO₂ 排出権付き飛脚宅配便」の展開について

佐川急便株式会社

佐川急便は、物流が産業・社会インフラの一翼を担っているという考えの下、企業の社会的責任として真摯に物流事業に取り組むことが最も重要なCSRだと考えています。特に、「安全」・「環境」に対しては、物流業界のリーディングカンパニーを目指し、これまでさまざまな活動に取り組んできました。

CO₂排出量が少ない天然ガス自動車の導入をはじめ、エコ安全ドライブの推進、トラック輸送を船舶・鉄道輸送に切り替えるモーダルシフトの推進などがあります。また、大都市圏を中心にトラックを使わない小規模集配拠点では電動アシスト付き宅配専用三輪自転車の導入や、クールビズの一環としてドライバーの制服にハーフパンツを導入するなど、新たな活動にも積極的に取り組んでいます。

更に、環境貢献型宅配便サービスとして、消費者の皆様からのご要望から生まれた「CO₂ 排出権付き飛脚宅配便」を2008年2月に開発しました。これは、一般生活者に身近な宅配便を通じ、京都議定書で定められた日本の温室効果ガス排出削減目標である「マイナス6%」に貢献できる業界初のサービスです。第一弾として、同年9月から、千趣会様により導入され^{※1}、そして今回第二弾として、2010年3月から新日本製薬株式会社様の宅配便サービスとして導入されました^{※2}。佐川急便は、これからもお客様とともに環境保全に寄与できる宅配便サービスの提供に努めていきます。

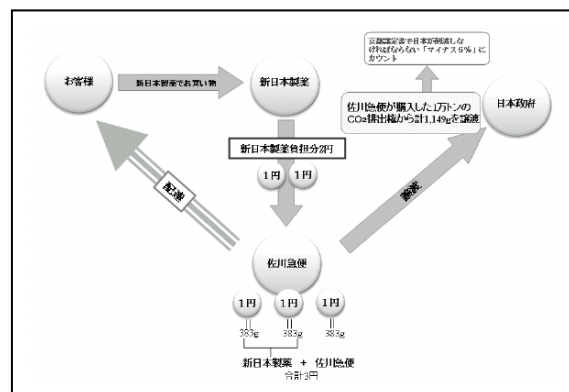
【CO₂ 排出権付き飛脚宅配便のサービス概要】

- ◎ 新日本製薬株式会社様の通信販売でご購入された商品のすべてが、「CO₂ 排出権付き飛脚宅配便」にて、ご購入者のもとに佐川急便がお届けします。
- ◎ 商品配送1個につき、通販会社様が2円、佐川急便が1円をそれぞれ負担します。なお1円で宅配便1個当たりの輸送にかかるCO₂排出量383グラム^{※3}に相当します。
- ◎ これらの合計1,149グラム(3円相当量)のCO₂排出権を、佐川急便から日本政府に無償譲渡します。
- ◎ 譲渡されたCO₂排出権は、京都議定書で日本が削減しなければならない温室効果ガスの「マイナス6%」分にカウントされます。

※1 参照 web サイト：http://www.senshukai.co.jp/main/top/pdf/080623_sagawa.pdf

※2 参照webサイト：<http://www.shinnihonseiyaku.co.jp/corporate/news/100331a.pdf>

※3 2008年度の佐川急便のCO₂総排出量を宅配便の総個数で割り、算出したもの。



4. 寄稿② ～JRI's EYE～

事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～ 省エネ法編 ～

日本総合研究所 研究員 熊井 大

今月から「事業者の温暖化対応とコンプライアンス」と題して、今年度から事業者が環境法令で求められる対応について説明する。まずは、平成20年度に改正された省エネ法についてとりあげる。

省エネ法に基づき、経済産業局等へ提出しなければならない書類を、以下の通り整理する。

公文書：(経済産業局等へ提出)				私文書(オーナーとテナントの両者が保管)			
文書名	目的・役割	提出期限	法的根拠	文書名	目的・役割	提出期限	法的根拠
エネルギー使用状況届出書	原油換算 1500kl 以上のエネルギーを使用している事業者は、当該企業が省エネ法の対象であることを届出。 (後日、国から省エネ法対象事業者として指定)	平成 22 年 7 月末	省エネ法 第 7 条	覚書	オーナーがテナントに一棟貸をしている物件等、エネルギー管理権限が不明確な建物について、どちらがエネルギー管理権限を保有しているか明確化。※1	特になし	法的根拠なし
選任・解任届出書	指定事業者では、エネルギー管理統括者、企画推進者、管理者、管理員をおこなうてはならないことが省エネ法で定められているため、選任し、国に届出。 (選任を届け出る前に、解任を届け出る必要あり)	平成 23 年 7 月末	省エネ法 第 7 条の 2 第 7 条の 3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※1 エネルギー管理権限を保有する企業が省エネ法対象として、当該物件を国に報告。法的には覚書を結ぶ必要はないが、後日、企業間の紛争等を避ける目的で、覚書を結ぶことを経済産業省が指導している。</p> <p>※2 省エネ法では、指定事業者は判断基準に基づき、管理標準を持っていること(国への提出はなし)となっているため、中長期計画書及び定期報告書を国へ提出後、速やかに本文書を作成しなければならない。</p> </div>			
中長期計画書	指定事業者のエネルギー使用原単位を毎年 1%改善しなければならないため、5カ年計画を作成し、国に報告。	平成 22 年 11 月末	省エネ法 第 14 条				
定期報告書	中長期計画に従い、原単位改善が図られているか確認するため、指定事業者のエネルギー使用量と原単位を国に報告。	平成 22 年 11 月末	省エネ法 第 15 条				

公文書については、経済産業省の説明会で周知されてきたが、エネルギー管理権限が明確でない場合に交わす私文書(覚書)については、あまり周知がされていなかったため、注意が必要である。又、判断基準に基づいて、事業者レベルの管理標準を作成する必要があるため、財団法人省エネルギーセンターが事業者の管理標準サンプルを作成する予定であるため、参照していただきたい。さらに、エネルギー企画推進者等の選任について、エネルギー管理講習を受講するか、エネルギー管理士である必要があるため、準備を要する。

これら必要事項について、チェック表を用いて確認し、ミスがないか再度確認することは有効であるため、各事業者にて実施することをお勧めすると共に、提出期限をもとに、スケジュール管理を徹底することも重要と考える。

< Information >

「鳩山イニシアティブ」の当面の方針が決定されました

平成 22 年 4 月 27 日に開催されました地球温暖化問題に関する閣僚委員会にて、「鳩山イニシアティブ」の当面の方針が決定されました。

● 「鳩山イニシアティブ」における 2012 年末までの途上国支援の概要

排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の影響に対して脆弱な途上国に対し、国際交渉の進展状況を注視しつつ、2012 年末までの約 3 年間で、官民合わせて 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）規模の支援（うち公的資金 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））を実施。

(1) ODA（約 8,500 億円（概ね 72 億ドル））

- ・ 無償資金協力、技術協力、有償資金協力を積極的に活用（合計：約 7,300 億円（約 60 億ドル））
- ・ 日本が米英と主導して世界銀行に設立した気候投資基金（CIF：約 1,200 億円（12 億ドル））など国際機関への拠出

(2) OOF 等（約 9,000 億円（概ね 78 億ドル））

- ・ 国際協力銀行（JBIC）等の活用で民間部門と密接に連携（うち民間資金が約 4,500 億円（40 億ドル））

出典：外務省資料より転載

当面の方針では、途上国支援にあたっては、以下を考慮して実施するとしています。

- ・ 温暖化防止の国際的枠組み（次期枠組み）の交渉姿勢を十分踏まえて対象とする国を選定
- ・ 上記に関連して、国際交渉における日本の立場に理解を促すよう努める
- ・ 支援対象国において、温室効果ガスの削減行動の成果の測定・報告・検証する機会を確保

鳩山イニシアティブの実施に向けた方針が固まりつつあると同時に、既に具体的な途上国支援としてコートジボワール共和国やマラウイの森林保全計画への無償資金協力が決定されています。今後、様々な途上国に対して、鳩山イニシアティブによる支援が実施されていくと考えられます。その際、政府としては「日本の優れた技術や知見の世界への普及を促進」・「民間企業の投資意欲を高め、支援をより充実化」との方針も掲げており、企業の果たす役割も大きなものになると想定されます。

鳩山イニシアティブ等の先進国による途上国の資金・技術協力の流れは今後も強まっていくことが予想されます。三井住友銀行では、日本の商業銀行としてお客様と築いたネットワークを活用し、企業の優れた技術や知見と途上国の地球温暖化対策に関連したインフラ整備や設備導入ニーズを結びつけていきたいと考えております。（了）

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。